藤沢市公告第２５２号

次の特定空家等の所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第３項の規定に基づき措置をとることを２０２６年１１月４日付け住特命第８－１号により命じましたので、同条第１３項の規定により公示します。なお、この公示は、第三者に不測の損害を与えることかを未然に防止する観点から、命令が出ている旨をお知らせするものです。

１　対象となる特定空家等

所 在 地　　藤沢市高倉５７６番地３（家屋番号８９番２４の建物（増築部分を含む）の敷地部分）

用　　途　　住宅

２　措置の内容

⑴　対象となる特定空家等の全部を除却し、当該特定空家等の除却により発生する動産等については、関係法令に従って適切に処分すること。

⑵　対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については運び出し、関係法令に基づき適切に処分すること

⑶　敷地（建築基準法施行令（昭和２５年政令等３３８号）第１条第１号の敷地をいう。）内の立木を伐採し、伐採後の枝等については、関係法令に基づき適切に処分すること。

３　命ずるに至った事由

⑴　対象となる特定空家等は破損が著しく、２階建部分の柱のうち西側の２本が腐食により接地しておらず、そのため、当該空家等はそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のため。

⑵　敷地内の立木が高木となって道路に越境するなど、周辺環境の保全に悪影響を及ぼす状態であり、また、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態であるため。

４　命令の責任者

藤沢市計画建築部住まい暮らし政策課長　山本　博史

連絡先　０４６６－５０－３５４１

５　措置の期限

２０２６年（令和８年）１２月１８日